

## ○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する危険危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築している。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。		・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築していく。					・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)	
	R4年度	・庁内連携態勢の確認を随時行った。						・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署(防災課)で受信できる仕組みを構築した。 ・市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・市長が避難指示を判断する際に必要な河川の状況や気象情報などをインターネットやDISを活用し、収集している。	・洪水予報河川、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供方法について稲城市避難情報判断・伝達マニュアルを修正して策定済みである。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画配信している(建設局)。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
今後の具体的な取組		・引き続き、東京都からの情報を市防災担当部署(防災課)で速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるようエゾンの派遣体制を整備していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
R4年度	・引き続き、東京都からの情報を市防災担当部署(防災課)で速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備した。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)		
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・庁内各部署で、避難指示着目型のタイムラインをそれぞれ作成している。 ・河川別でなく風水害全般として作成しているため、発令対象区域に関する記載は行っていない。発令判断基準は、今後の検証をもとに現在の記載方法でよいかを検討していく。	・避難情報の発令に関する判断と伝達要領のマニュアルを改定し、都管理河川である大栗川・を田川に関して、洪水時における避難情報等の発令体制を確立した。 ・洪水に関する避難指示の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・東京都管理河川である三沢川について、稲城市避難情報判断・伝達マニュアルを策定し、避難情報等の発令体制を確立している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じてタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図っていく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)	
		R4年度	・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じてタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図った。	・避難情報の発令に関する判断と伝達要領のマニュアルを改定し、都管理河川である大栗川・を田川に関して、洪水時における避難情報等の発令体制を確立した。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討した。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。			・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)
現状と課題	・洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、浸水予想区域を周知している。 ・地域の防災講話で、「高齢者等避難」などの用語や意味を説明し、理解を深めている。 ・避難情報については、防災行政無線、緊急速報メール(エリアメール)、登録制メール配信サービス、ホームページ等で伝達している。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。また、避難情報等について、防災行政無線、エリアメール、登録制のメール、多摩市公式ホームページ等を活用し住民に伝達している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。	・稲城市公式ホームページにて、東京都水防災総合情報システムのリンクを公開し、河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報が確認できるようにしている。 ・稲城市公式ホームページにて、避難情報判断・伝達マニュアルを公開し、住民の避難のタイミングや、避難方法、避難情報の伝達方法が確認できるようにしている。 ・避難情報については、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、緊急速報メール(エリアメール)、登録制メール、公式ツイッター及び公式ホームページを活用し、伝達している。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。			・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「YouTube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、港湾局	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供</p>	<p>水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。 ※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・ハザードマップの周知を進める。 ・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・緊急時には、各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を図る等、情報の確実な伝達について検討していく。 ・平常時には、地域の訓練や防災講話等を通じ、周知を図っていく。</p>	<p>・稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに基づき、避難情報等が確実に伝達されるよう取り組んでいる。 ・登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</p>	
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>町田市</p>	<p>・警戒レベル相当情報を活用した避難指示等の発令基準については、現在整理がされている。 ・警戒レベルと避難行動については、洪水・土砂災害ハザードマップで周知を図っている。</p>	<p>・警戒レベルについて、市役所防災担当職員の理解は深まっているが、市民にどれだけ浸透しているかは不明である。</p>	<p>・令和3年6月に修正した稲城市避難情報判断・伝達マニュアルで警戒レベルの発令基準となる防災情報を整理している。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>④危険レベルの統一化による防災情報の整理</p>	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・警戒レベル相当情報や防災気象情報に変更等があった場合、避難指示等の発令基準について検討を行う。</p>	<p>・水防訓練や防災講話の際に警戒レベルについて周知していく。</p>	<p>・防災情報の整理について、稲城市地域防災計画が警戒レベルに未対応であるため、令和6年度に修正予定である。</p>	<p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>		<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 ・全区市町村が対象【気象庁】 ・東京都 ・建設局、港湾局</p>
<p>⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用</p>	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・警戒レベル相当情報を活用した避難指示等の発令基準については、現在整理がされている。 ・警戒レベルと避難行動については、洪水・土砂災害ハザードマップで周知を図っている。 ・警戒レベル相当情報や防災気象情報に変更等があった場合、避難指示等の発令基準について検討を行う。</p>	<p>中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し、ハザードマップにまとめて発行した。</p>	<p>災害対策本部運営訓練にて、警戒レベルの発令基準に沿って訓練を実施した。</p>	<p>・気象庁ホームページのキキクル(危険度分布)について、警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>
<p>⑥隣接区市町村等への避難体制の共有</p>	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>現状と課題</p>	<p>・洪水・土砂災害ハザードマップには、隣接市の避難施設も掲載している。 ・避難指示等の発令の際には、隣接する相模原市と事前に連絡を取り合い、情報を共有する。 ・具体的な避難経路は定めていない。</p>	<p>・多摩市洪水ハザードマップで避難場所及び避難方向を公表している。</p>	<p>・隣接区市町村の避難場所を共有する体制は構築されていない。</p>			<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>	<p>町田市</p>	<p>・町田市地域防災計画(2020年度修正)において、要配慮者利用施設、地下街等の把握を行った。 ・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。 ・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。 ・開業や閉業、立地状況の変化等により、要配慮者利用施設の追加、削除等を通行していく必要がある。</p>	<p>・浸水が想定される地域の要配慮者施設を地域防災計画に定める必要がある。 ・避難確保計画の策定や避難訓練の実施について、周知徹底を図る必要がある。 ・浸水が予想される地域に立地する地下施設について、常備消防を東京消防庁に委託している多摩市では、建物の消防情報を持っておらず、地下の店舗等を持つ民間のビル及びその所有者・管理者の情報把握が現状不可能である。</p>	<p>・東京都による三沢川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図から公表区域内の要配慮者施設等を確認した。 ・令和2年度に修正した「稲城市地域防災計画」に区域内の施設を定め、施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認している。</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
								<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p>	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</li> <li>地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</li> </ul>	今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業や閉業、立地状況の変化等による要配慮者利用施設の追加、削除等を適宜行っていく。</li> <li>避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、周知・啓発していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の修正に合わせ、浸水が想定される地域の要配慮者施設を水防法における要配慮者施設に定めていく。</li> <li>要配慮者施設に対し、避難確保計画の策定や避難訓練の実施について、積極的に呼びかけていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</li> <li>必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への変更の周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局)</li> <li>各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)</li> <li>区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局)</li> <li>引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</li> </ul>
		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</li> <li>地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成の支援をすとともに、実施状況を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に記載した施設に対して、避難訓練の実施状況を確認した。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局)</li> <li>学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局)</li> <li>東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局)</li> <li>出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局)</li> <li>避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</li> <li>所管法令に基づく指導監査の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</li> <li>要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)</li> </ul>

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑧想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有</li> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条)</li> <li>想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し</li> </ul>	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</li> </ul>	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)
		今後の具体的な取組						<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</li> </ul>
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</li> <li>水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</li> <li>わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に洪水・土砂災害ハザードマップを作成し公表している。</li> <li>市役所及び市民センターでの配布、防災講話での配布に加え、ホームページでも同内容を公開している。</li> <li>修正にあたっては、住民に分かりやすい洪水・土砂災害ハザードマップとなるように必要に応じて改良する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。</li> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が作成している、浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図を公式ホームページにおいて公表している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> <li>ハザードマップの修正に際しては、「水害ハザードマップの手引き」等を踏まえ、分かりやすいハザードマップへの改良について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も効果的に周知する方法を検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
			<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省管理河川については、「まるごとまちごとHZM」を実施</li> <li>東京都河川では、被害想定が変更される可能性があるため、実施の予定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	今後の具体的な取組	「まるごとまちごとH2M」をスムーズに実施するために、河川管理者による「まるまち」の周知徹底を依頼する。	他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)	
		R4年度	—	国管理河川について「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みとして、浸水想定エリア内の電柱150箇所に巻き付け看板を設置した。	浸水想定区域内の電柱に巻き貼り看板を160ヶ所設置した。(5ヶ年計画)		国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	
⑪浸水実績等の周知	浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・洪水・土砂災害ハザードマップに浸水実績(昭和41年と昭和51年の台風)を掲載し、周知している。同内容をホームページでも公開している。	・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。 ・紙ベースで、過去の浸水履歴を保管している	・浸水履歴は閲覧できるものの、住民へ周知する方法を検討する必要がある。		・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	大きな水害が無いため、現時点では、現行の管理方法を継続していく	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。		・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R4年度	・洪水・土砂災害ハザードマップに浸水実績(昭和41年と昭和51年の台風)を掲載し、周知している。同内容をホームページでも公開している。	防災安全課及び都市計画課にて紙ベースで過去の浸水履歴を保管・開示している。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討している。		・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	福城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	—	現状と課題	・東京マイタイムラインを窓口等で配布している。 ・洪水・土砂災害ハザードマップにマイ・タイムライン作成欄を掲載した。	・総合防災訓練などの機会を利用して、住民に対するセミナーを東京都の協力を得て実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインを防災訓練や防災講話等で配布している。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	
		今後の具体的な取組	・今後も東京マイタイムラインの周知に努めていく。	・より多くの市民が参加し、より効果的な形でのセミナー開催を検討する。	・東京都と協力し、地域住民や地域の小中学校・高校等でマイタイムライン講座の推進を図る。		・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
		R4年度	・引き続き東京マイタイムラインを窓口等で配布している。 ・東京都と共催で東京マイタイムラインセミナーを実施した。	市の広報紙を活用し、多様な避難行動があることを啓発するとともに、市民一人ひとりが、どのような避難行動が適しているのかを考えるきっかけづくりを行った。	・マイタイムラインの策定を加速させるために、東京都と協力し、地域住民や地域の小学校・中学校・高校等で講習会等を行い、水害リスクに関する周知を実施している。		・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
⑫自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新を実施している。 ・自主防災組織及び民生委員と連携を図り、避難行動要支援者等の、個別計画等の取組を進めている。		・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
		今後の具体的な取組	・引き続き、避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めていく。 ・引き続き、避難行動要支援者の個別避難計画作成について検討し、計画作成に向けて取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配備し、水害リスクの周知を図っていく。 ・水害時における避難行動要支援者の避難に際し、市としての名簿の具体的な活用法について検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。		・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
		R4年度	・避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めた。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成について検討し、計画作成に向けて取組を進めた。	福祉部局と連携し、避難行動要支援者に対する避難支援個別計画策定に向け、調整を図った。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や、避難行動要支援者の個別避難計画の策定について、取組を進めている。		区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	—	現状と課題	これまで、自主防災組織のリーダーを対象とした講習会等を行い、自主防災組織リーダーに育成に努めてきたが、講習会の対象者が特定の人物に限定されていたほか、市民に成果を還元するツールが不足していた。	・地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、水害リスクに関する周知を図っている。	・「東京マイ・タイムライン」地域リーダー講習会等の研修及び講習会に参加している。		・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	
		今後の具体的な取組	今後は、全市民を対象とした様々なニーズに応じた各種講座を開講するとともに、防災啓発に取り組んだ成果については、わかりやすく取りまとめて速やかに全市民に還元することにより、誰もが防災リーダーとなるよう市民を育成していく。	・引き続き、地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、水害リスクに関する周知を図る。 ・水防訓練の内容を地域と話し合いながら検討し、具体的な情報伝達体制の構築や避難要領の確立につなげる。	・今後も継続し、研修及び講習会に参加を呼びかける。		・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
		R4年度 「まなぶ」と「とりくむ」の2つのテーマに沿った様々なコンテンツを用意する「まちだ防災カレッジ」を展開し、ポータルサイトの構築を進めている。 「まなぶ」では、「東京マイタイムラインセミナー」を全11回開講し、風水害への備えに関する知識を習得してもらった。「とりくむ」は、2023年1月以降に実施予定。	水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。	・地域住民に対する防災講話等を行い、水害リスクに関する周知を引き続き実施している。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題 ・風水害時の避難について、訓練を含め方法を研究する。	・水防訓練時に、住民による避難訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・引き続き、研究を進めていく。	・水防訓練の内容を地域と話し合いながら検討し、具体的な情報伝達体制の構築や避難要領の確立につなげる。	・関係機関と連携しながら、住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとできるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R4年度 ・引き続き、研究を進めていく。	水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、コロナ禍を踏まえた避難所運営訓練を実施した。	・感染症対策を講じた上で、各自治会・自主防災組織と連携し、防災訓練や防災講話を実施している。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)	
⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題 ・首都直下地震など、今後さらに大規模な災害が発生する可能性も高いことから、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局
		今後の具体的な取組 ・防災教育の充実に向けて、小学校・中学校等において、地域防災力の中核を担う消防団員・自主防災組織等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組んでいく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	引き続き、関係部署と協議することで防災教育を実施していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R4年度 ・小学4年生を対象に、地域防災力の中核を担う自主防災組織リーダーが「自助」「共助」の重要性について説明を行うことにより、災害を身近なものとして感じてもらった。	・マイタイムラインの活用を促すなど、生徒一人ひとりが避難について考えられる機会を、教育委員会と調整する。	・防災教育として、小中学校及び都立高校において防災講座及び防災訓練を実施している。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出席講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	現状と課題 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。 【区市町村】 【建設局】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局	
		今後の具体的な取組 ・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報を収集する。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報を収集する。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報を収集する。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に実施していく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)	
		R4年度 ・都管理河川においては、東京都及び下水道局が設置したカメラによる監視活動は可能となっている。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報収集を実施している。 ・東京都水防チャンネルを活用している。				・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に実施していく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)	

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
		現状と課題 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、水路及び集水樹の点検を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局

〇南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑩水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。</li> <li>各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に実施する河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> <li>現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</li> </ul>		
⑪水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局)</li> <li>区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局)</li> <li>出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局)</li> <li>より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村】全区市町村が対象【気象台】【東京都】建設局、総務局</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局)</li> <li>より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局)</li> <li>管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局)</li> <li>区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)</li> </ul>		
⑫水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</li> <li>区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、総務局</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、ホームページやフェイスブック・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市防災訓練、市HP、広報誌、SNS等を通じて、水防活動を行う稲城市消防団のPRを行い、募集活動を行っている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)</li> <li>職員のメール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局)</li> <li>本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)</li> </ul>
⑬水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の具体的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、広域的な対策が可能となるよう、近隣消防団との連携を深めるべく取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も消防団と連携し、水防訓練を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団と協力し、効率的な水防活動を実施できるよう水防訓練をした。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)</li> <li>建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)</li> </ul>		

多様な主体による被害軽減対策に関する事項								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関

〇南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題 ・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院が1か所存在する。 ・立地状況が危険と判断した場合、迅速な情報伝達を行う必要がある。	・浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認している。 ・立地状況が危険と判断した場合、迅速な情報伝達を行う必要がある。	・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しないものの、危険と判断した場合、迅速な情報伝達を行う必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R4年度 ・引き続き、必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はないが、病院は存在しているため、情報伝達体制の確認を実施した。	・浸水想定区域内に災害拠点病院はないものの、必要に応じて情報伝達を行っている。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題 ・地下駐車場、庁舎1階に止水板を設置している。 ・自家発電設備を上層階に設置している。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域内のため対策をとる必要がある。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組 ・浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。	・東京都より三沢川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じ対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R4年度 ・引き続き、浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	本庁舎の災害対応能力維持に必要な対策を検討した。	・東京都が公表している三沢川流域及び鶴見川流域浸水予想区域図により、庁舎への影響について確認し、引き続き耐水化等の対策を検討していく。			・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	

3) 冠氾水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④排水施設の排水設備の運用方法及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題 —	・3箇所の小河川に排水ポンプを設置している。	・排水が必要な場合は、消防ポンプ車による排水活動を実施している。 ・排水ポンプ車出動要請のための連絡体制について検討が必要である。 ・浸水対策として、1時間50mmの降雨に対処できる下水道施設を整備している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組 —	・3箇所の小河川に排水ポンプの維持・管理を実施するとともに、運用要領の習熟を図っていく。	・排水訓練の実施について検討する。 ・引き続き下水道施設を整備していく。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R4年度 —	排水ポンプ設備が確実に稼働できるよう、保守点検並びに、動作確認作業を実施した。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を実施している。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。	

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④堤防など河川管理施設の整備(洪水冠氾を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題 —					・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組 —					・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R4年度 —					・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
④樋門、樋管等の施設の確保な運用体制の確	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用	現状と課題 —					・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組 —					・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	

〇南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

保	<p>・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</p>	R4年度							<p>・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)</p>	
⑨水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<p>・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。</p>	現状と課題							<p>・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまらごハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)</p>	【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組							<p>・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</p>	
		R4年度							<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまらごハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</p>	
⑩適切な土地利用の促進	<p>・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報の共有する。</p>	現状と課題							<p>・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)</p>	【東京都】 住宅政策本部、建設局
		今後の具体的な取組							<p>・水害リスク情報等に関する施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)</p>	
		R4年度							<p>・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)</p>	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	檜城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
⑪災害時及び災害復旧に対する支援強化	<p>・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。</p>	現状と課題	<p>・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</p>	<p>・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</p>	<p>・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</p>	<p>・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。</p>		<p>・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)</p>	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	<p>・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。</p>	<p>・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。</p>	<p>・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。</p>	<p>・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。</p>		<p>・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)</p>		
		R4年度	<p>・国、東京都が実施している研修等に参加した。</p>	<p>気象庁の気象防災ワークショップに3回参加し、練度向上に努めた。</p>	<p>・国、東京都が実施している研修へ参加し、課内で情報共有している。</p>	<p>・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。</p>		<p>・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)</p>		
⑫災害情報等の共有体制の強化	<p>・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。</p>	現状と課題	<p>・DISにて災害情報や避難情報を共有している。</p>	<p>・DISにて災害情報や避難情報を共有している。</p>	<p>・DISにて災害情報や避難情報を共有している。</p>			<p>・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)</p>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		今後の具体的な取組	<p>・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。</p>	<p>・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。</p>	<p>・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。</p>			<p>・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)</p>		
		R4年度	<p>・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。</p>	<p>災害情報や避難情報をDISで共有した。</p>	<p>・DISにて災害情報や避難情報を共有している。</p>			<p>・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)</p>		
⑬地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	<p>・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。</p>	現状と課題						<p>・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。</p>	【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組							<p>・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。</p>	
		R3年度							<p>・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。</p>	